

論文審査の結果の要旨

氏名 松本 京子

審査員による互選の結果、中山幹康教授（東京大学）が主査を務めることが決定した。

本論文は、越境環境影響評価(Transboundary Environmental Impact Assessment: TbEIA)の枠組が確立されていない、東南アジアでは最大の国際河川であるメコン川流域において、TbEIA の枠組形成に必要な項目を提示することを目的としている。国際河川における水資源管理を促進するために、実際発生した係争の事例研究から紛争解決メカニズムとしての越境環境影響評価の枠組の効果と制約について明らかにし、TbEIA が有効に機能にするための要件を示している。

序論では、本研究の背景、目的について述べられている。本研究の背景として、水資源の稀少化に伴い、今後国際河川での水資源の争奪が甚大なる係争問題に発展する可能性が高まっている。本論文が扱う研究対象地域であるメコン川流域において発生した係争を概観し、1995年にメコン川下流国4カ国により調印された同流域の管理枠組である「メコン川協定」が実際の越境環境問題に直面した際に、この枠組による問題解決の限界について確認している。国際河川での流域国同士の係争回避を導くために、包括的な越境環境影響評価枠組を整備しそれに基づく国際河川の管理の必要性について述べている。

第2章では、現在採用されている国際河川を保護するための方法について概観し、資源管理全般におけるTbEIAの歴史的発展及び現状について述べている。欧州経済委員会がTbEIAの手続き自体を制度化した「越境の文脈における環境影響評価条約」(通称:エスポー条約、1997年発効)について論じている。さらに、TbEIAの構成要素である通知義務・事前協議義務の重要性について、その効用やメカニズムについて述べている。

第3章では、既存の越境環境影響枠組の分析事例として、「ダニューブ・デルタ事件」について論じている。実際の越境環境問題紛争解決に適用されたスポー条約のTbEIAの機能について分析を行っている。

第4章では、「ウルグアイ川・パルプ工場事件」について論じている。この事件は、南米のウルグアイ川河岸においてウルグアイが計画・建設した製紙工場に伴い、アルゼンチン側への環境への重大なる影響があるとした二国間係争である。事件の争点は、パルプ工場の建設に関して、ウルグアイとアルゼンチンの間で結ばれている「ウルグアイ川条約」の遵守違反が問題となった。最終的に国際司法裁判所への条約の不遵守申し立てに発展している。「ウルグアイ川条約」は、両国の国境であるウルグアイ川の越境環境に関し、最適で合理的な利用のために必要な共同機構の設立を目的として結ばれた条約である。事例を通して、実際の係争に直面して「ウルグアイ川条約」に定められている条項について、国際司法裁判所の最終判決及び法廷の見解、そして法廷の最終判決に関して裁判官の反対意見の分析により機能と制約について論じている。

第5章では、メコン川流域でのTbEIAの枠組の在り方について論じている。最初に、「メコン川協定」と1975年にアルゼンチンとウルグアイの両国で結ばれた「ウルグアイ川条約」における越境環境影響評価に係る条項の分析を行っている。また、この2つの協定・条約に含まれる条項、定められた河川委員会であるメコン川委員会とウルグアイ川行政委員会の役割、両条約及び協定に基づいた紛争解決メカニズム機能及び、TbEIAの過程において関係国へ計画前に関係国に通知する通知義務及び事前協議義務について分析がなされている。その結果に基づいて、越境環境問題に直面した際に、「メコン川協定」が制約となりうる問題点を分析し、メコン川流域のTbEIAの枠組に含むべき要件を示している。メコン川流域で進められているTbEIAの構築は、流域国の政治的な思惑からTbEIAの枠組への合意は、未だ実現していない。メコン川流域のTbEIA早期構築のために、TbEIAの構成要素のうち、「計画の内容を通知する」ことを先行して制度化することを政策提言している。

第6章では、研究から得られた結論が述べられている。

なお、本論文第5章は、中山幹康との共同研究に基づき分析を行っているが、論文提出者が主体となって新たな分析および検証を行ったもので、論文提出者の寄与が十分であると判断する。

したがって、博士(国際協力学)の学位を授与できると認める。